

○美唄市現場代理人の兼任に関する取扱要領

(平成 26 年 8 月 4 日庁達第 27 号)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、美唄市が発注する請負工事において、美唄市建設工事標準請負契約約款の規定による工事現場への常駐を要しない場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の兼任の対象となる工事)

第 2 条 次の各号に掲げる条件を全て満たす工事は、同一の者が 2 件までの工事の現場代理人を兼任することができる。ただし、工事内容等により現場代理人を兼任することが適当でないと判断した場合はこの限りではない。

(1) 美唄市発注の工事

(2) 1 件の請負代金額が 2,500 万円未満の工事(建築工事は 5,000 万円未満)

2 前項のほか、建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 27 条第 2 項により密接な関係のある工事について、同一の専任の主任技術者が管理できるとされた 2 件の工事で現場代理人を兼任できるものとする。

(兼任の条件)

第 3 条 受注者は現場代理人を兼任させる場合、次に掲げる兼任の条件を遵守し、それぞれの工事における現場代理人としての職務を適切に執行しなければならない。

(1) 現場代理人が現場を離れる場合、発注者との連絡体制を確保すること。

(2) いずれかの工事に常駐していること。

(3) 必要に応じ連絡員を配置するなど、安全管理のほか、現場の取締りに支障を生じさせないこと。

(現場代理人の兼任手続き)

第 4 条 受注者は、現場代理人を兼任させようとするときは、契約締結後、先行工事及び新規工事のそれぞれの工事担当課(工事監督員)に事前に連絡した上で、現場代理人兼任届(別記様式第 1 号)を 2 部作成し、それぞれの工事担当課(工事監督員)に提出するものとする。

(契約変更の取扱い)

第 5 条 現場代理人の兼任を認める工事において、契約変更により請負代金額が第 2 条第 1 項第 2 号に規定する金額以上となった場合でも、引き続き現場代理人の兼任を認めるものとする。

(現場代理人の兼任の取消し等)

第 6 条 現場代理人を兼任することにより、現場の体制に不備が生じ、又は不良な工事となったときは、現場代理人の兼任を取消することができる。この場合において、現場代理人の兼任取消通知書(別記様式第 2 号)により受注者に対し通知するものとする。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 26 年 8 月 11 日から施行する。

別記様式第 1 号(第 4 条関係)

現場代理人兼任届

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 6 条関係)

現場代理人の兼任取消通知書

[別紙参照]

年 月 日

現場代理人兼任届

(宛先)
美唄市長(受注者)
住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

㊞

下記工事について、現場代理人を兼任させたいので届出ます。

なお、工事の施工に当たり、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に万全を期しますが、万一、兼任が適当でないと判断された場合は兼任の取消しをされても異議ありません。

記

1 兼任させる現場代理人

氏 名 (生年月日) . . 生	連絡先 携帯電話番号 上記以外
---------------------	-----------------------

2 先行工事

工事番号・工事名	(No.)
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日まで
請 負 代 金 額	
工 事 担 当 部 課	部 課
工 事 監 督 員	

3 新規工事

工事番号・工事名	(No.)
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日まで
請 負 代 金 額	
工 事 担 当 部 課	部 課
工 事 監 督 員	

※この届は2部作成し、それぞれの工事担当課に提出してください。

別記様式第2号

年 月 日

(受注者)
住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

様

美唄市長

印

現場代理人の兼任取消通知書

年 月 日付けで届出のあった現場代理人の兼任について、兼任を取り消します。

工事名

【理由】